

事 務 連 絡 令和2年7月22日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

御中

公益社団法人 日本医師会 御中 公益社団法人 日本歯科医師会 御中 公益社団法人 日本薬剤師会 御中 一般社団法人 日本病院会 御中 全日本病院協会 御中 公益社団法人 公益社団法人 日本精神科病院協会 御中 一般社団法人 日本医療法人協会 御中 一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中 公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中 一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中 日本私立医科大学協会 御中 一般社団法人 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中 一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中 公益社団法人 日本看護協会 御中 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中 公益財団法人 日本訪問看護財団 御中 独立行政法人 国立病院機構本部 御中 国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中 独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中 独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中 健康保険組合連合会 御中 全国健康保険協会 御中 健康保険組合 御中 公益社団法人 国民健康保険中央会 御中 社会保険診療報酬支払基金 御中 財務省主計局給与共済課 御中 文部科学省高等教育局医学教育課 御中 文部科学省高等教育局私学行政課 御中 総務省自治行政局公務員部福利課 御中 総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中 警察庁長官官房給与厚生課 御中 防衛省人事教育局 御中 労働基準局労災管理課 御中 労働基準局補償課 御中

各都道府県後期高齢者医療広域連合

保医発 0722 第 2 号 令和 2 年 7 月 22 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する 診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」(令和2年7月22日付け保医発0722第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知)において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)が追加されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和2年5月13日保医発0513第2号厚生労働省保険局医療課長通知)の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」を「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)」に改める。

(参考)

保医発 0513 第 2 号 令和 2 年 5 月 13 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する 診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月25日健感発0325第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、感染症指定医療機関等が実施したPCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)(以下「PCR検査料等」という。)に係る自己負担に相当する金額については、令和2年4月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」(令和2年5月13日健感発0513第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、感染症指定医療機関等が実施した抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)(以下「抗原検査料等」という。)に係る自己負担に相当する金額についても、令和2年5月診療分から同様に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求(以下「本請求」という。)に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和2年3月25日保医発0325第9号)は廃止する。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号(8桁)を記載すること。(別紙参照)
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院(同法第 37 条)(以下「一類感染症等の患者の入院」という。)) と同様の取扱いとすること。

なお、既存の法別番号 28 の公費負担医療と同時に記載する場合は、一類感染症等の患者の入院の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号②」欄に記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき請求される法別番号28の公費負担医療(以下「軽症者等に係る法別番号28の公費負担医療」という。)と同時に記載する場合は、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、軽症者等に係る法別番号28の公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

- 2 公費負担医療の受給者番号について 公費負担医療の受給者番号は、「9999996 (7桁)」を記載すること。
- 3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した PCR 検査料等並びに抗原検査料等の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

記載例:「療養の給付」欄

(1) 1の(2) なお書きに該当する場合

抗原検査の結果、陽性であったため、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を実施(急性期一般入院料1 (一般病棟入院期間加算を含めた 2,100 点)を算定する病棟に 10 日間入院)した場合。

		請	求	点	**	決	定	点	台	担	金	額	円
療	保	ны	2,0	7115	^	DC.	<i>~</i> L	7111	,	1=	212	цы	1 3
養	険		21,744						減額	割(円)免隊	余・支払	猶予
o)	公			点	*			点					円
0)	費		21,000								0		
給	1		21,000										
	公			点	*			点					円
付	費		744								0		
	2										J		

※公費①:新型コロナウイルス感染症に係る入院医療

公費②: 抗原検査料及び免疫学的検査判断料

(2) 1の(2) また書きに該当する場合

初診(282点)時に抗原検査を実施したところ陰性、その後 PCR 検査を実施した結果、陽性であ

ったため、宿泊療養又は自宅療養となった患者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療を 実施(往診料(720点)、再診料(73点)及び外来管理加算(52点)を算定)した場合。

療	保	請	求	点	*	決	定	点	一部負担金額	円
療養			3,821							
货	-			F				F	減額 割(円)免除・支払猶予	-
の	費		2,694	点	*			点	0	円
給	① 公			点	*			点		円
付	費 ②		845	灬	**			点	0	П

※公費①:抗原検査料及び免疫学的検査判断並びに PCR 検査料及び微生物学的検査判断料

公費②:軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した(往診、訪問診療等による受診を含む。)新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年8月7日保険発第82号)によること。

5 実施時期

PCR 検査料等については、令和2年4月診療分(5月請求分)から、また、抗原検査料等については、令和2年5月診療分(6月請求分)から実施すること。

実施機関名	法別 番号		都道県都		実施機関番号			検証 番号	集計コード	
北海道(札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。)	2	8	0	1	0	5	0	2	28010502	
札幌市	2	8	0	1	1	5	0	0	28011500	
小樽市	2	8	0	1	2	5	0	8	28012508	
函館市	2	8	0	1	3	5	0	6	28013506	
旭川市	2	8	0	1	4	5	0	4	28014504	
青森県(青森市、八戸市を除 く。)	2	8	0	2	0	5	0	1	28020501	
青森市	2	8	0	2	1	5	0	9	28021509	
八戸市	2	8	0	2	2	<u>5</u>	0	7	28022507	
岩手県(盛岡市を除く。)	2	8	0	3	0	5	0	0	28030500	
<u>盛岡市</u> 宮城県(仙台市を除く。)	2 2	8	0	3 4	0	<u>5</u> 5	0	8 9	28031508 28040509	
	2	8	0	4	1	<u>ə</u>	0	7	28040509	
秋田県(秋田市を除く。)	2	8	0	5	0	<u>5</u>	0	8	28050508	
秋田市	2	8	0	5	1	5	0	6	28051506	
山形県(山形市を除く。)	2	8	0	6	0	5	0	7	28060507	
山形市	2	8	0	6	1	5	0	5	28061505	
福島県(郡山市、いわき市、 福島市を除く。)	2	8	0	7	0	5	0	6	28070506	
郡山市	2	8	0	7	1	5	0	4	28071504	
いわき市	2	8	0	7	2	5	0	2	28072502	
福島市	2	8	0	7	3	5	0	0	28073500	
茨城県(水戸市を除く。)	2	8	0	8	0	5	0	5	28080505	
水戸市	2	8	0	8	1	5	0	3	28081503	
栃木県(宇都宮市を除く。)	2	8	0	9	0	5	0	4	28090504	
宇都宮市	2	8	0	9	1	5	0	2	28091502	
群馬県(前橋市、高崎市を除く。)	2	8	1	0	0	5	0	1	28100501	
前橋市	2	8	1	0	1	5	0	9	28101509	
高崎市	2	8	1	0	2	5	0	7	28102507	
埼玉県(さいたま市、川越 市、越谷市、川口市を除 く。)	2	8	1	1	0	5	0	0	28110500	
さいたま市	2	8	1	1	1	5	0	8	28111508	
川越市	2	8	1	1	2	5	0	6	28112506	
越谷市	2	8	1	1	3	5	0	4	28113504	
川口市 千葉県(千葉市、船橋市、柏	2	8	1	1 2	0	5 5	0	2 9	28114502 28120509	
市を除く。) 千葉市	2	8	1	2	1	5	0	7	28121507	
船橋市	2	8	1	2	2	5	0	5	28122505	
柏市	2	8	1	2	3	5	0	3	28123503	
千代田区	2	8	1	3	0	1	9	3	28130193	
中央区	2	8	1		0	2	9	2	28130292	
港区	2	8	1	3	0	3	9	1	28130391	
新宿区	2	8	1	3	0	4	9	0	28130490	
文京区	2	8	1	3	0	5	9	9	28130599	
台東区 墨田区	2 2	8	1	3	0	6 7	9	8 7	28130698 28130797	
<u> 季田区 </u>	2	8	1	3	0	8	9	6	28130797	
品川区	2	8	1	3	0	9	9	5	28130995	
目黒区	2	8	1	3	1	0	9	2	28131092	
大田区	2	8	1	3	1	1	9	1	28131191	
世田谷区	2	8	1	3	1	2	9	0	28131290	

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

/ <u>/www.ajha.or.jp/topics/admininfo/</u>									
渋谷区	2	8	1	3	1	3	9	9	28131399
中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
				3					
豊島区	2	8	1		1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
	2	8		3	2	0	9	0	
練馬区			1	ა ი					28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下(23区、八王子市、	2	8	1	3	6	9	0	1	90196001
町田市を除く。)	4	0	1	3	O	9	U	1	28136901
神奈川県(横浜市、川崎市、									
	0	0	_		0	_	0	_	00140505
横須賀市、相模原市、藤沢	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
市、茅ヶ崎市を除く。)									
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
			1						
新潟県(新潟市を除く。)	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県(富山市を除く。)	2 2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
					1				
石川県(金沢市を除く。)	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県(福井市を除く。)	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県(甲府市を除く。)	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県(長野市を除く。)	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
					1				
岐阜県(岐阜市を除く。)	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県(静岡市、浜松市を除	_	_	_	_	_	_	_	_	
(a)	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
	0		0	0	-				00001505
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県(名古屋市、豊田市、	0	0		0		_			00000=00
豊橋市、岡崎市を除く。)	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
	0	0	0	0	1		0	4	00001504
名古屋市	2	8	2	3	1	<u>5</u>	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
	2	8	2	4	0	5	0	5	
三重県(四日市市を除く。)									28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県(大津市を除く。)	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
	2	8	2	6	0	5	0	3	
									28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府(大阪市、堺市、東大									
阪市、高槻市、豊中市、枚方	_	_	_	_	_	_	_	_	
	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
市、八尾市、寝屋川市、吹田									
市を除く。)									
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500
堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506
水八烷川	4	O	4	ı	J	J	U	U	40413300

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

無機市 22 8 2 7 4 5 0 4 28274504 映中市 22 8 2 7 6 5 0 1 28275509	/ <u>/www.ajha.or.jp/topics/admininfo/</u>									
要中市	高槻市	2.	8	2.	7	4	5	0	4	28274504
接方市 2 8 2 7 6 6 5 0 9 9 28275597										
及雇用	豊中巾		8	2	1	Б		U	1	28275501
及雇用	松方市	2	8	2	7	6	5	0	g	28276509
深麗川市										
映田市	八尾巾		8	2	7	7	5	0	7	28277507
映田市	信長川 市	2	Q	2	7	Q	5	Λ	5	28278505
英雄県、神戸市、尾崎市、姫路市、姫路市、西宮市、明石市を除く。) 2 8 2 8 1 5 0 9 28281509 1 2 8 2 8 1 5 0 9 28281509 2 8 1 5 0 9 28281509 2 8 1 5 0 9 28281509 2 8 1 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 5 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 28281509 2 8 1 6 0 9 2 8 2 8 2 9 9 0 5 0 0 28281509 2 8 1 6 0 9 2 8 2 8 2 9 9 0 5 0 0 28281509 2 8 1 6 0 9 2 8 2 8 2 9 9 0 5 0 0 28281509 2 8 1 6 0 9 2 8 2 8 2 9 9 0 5 0 0 2 82891509 2 8 1 6 0 9 2 8 2 8 2 9 9 0 5 0 0 2 82891509 2 8 1 6 0 9 2 8 2 8 2 9 9 0 5 0 0 2 82891509 2 8 2 8 2 9 1 5 0 8 2 8291508 2 8 2 9 1 5 0 9 2 8 2 8 2 9 1 5 0 8 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2 8 2 8 2 9 1 5 0 9 2 2										
原庫県(神戸市、尼崎市、姫 路市、西宮市、明石市を除 2 8 2 8 1 5 0 9 28281509	吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
席市、西宮市、明石市を除く。2 8 2 8 0 5 0 1 28280501 (人。) 市神戸市 2 8 2 8 1 5 0 9 28281509 配崎市 2 8 2 8 2 5 0 7 28282507 2828507 百宮市 2 8 2 8 3 5 0 5 28283506 百宮市 2 8 2 8 3 5 0 0 7 28282507 2828 28 3 5 0 6 28283506 百宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28284503 2828 28 2 8 4 5 0 3 28284503 2828 28 2 8 4 5 0 0 282895000 2828 28 2 9 0 5 0 0 282895000 2828 28 2 9 0 5 0 0 282895000 2828 28 2 9 1 5 0 8 28291508 28 2 8 3 1 1 5 0 0 2 28331502 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 2 28331502 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 2 28331502 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 2 28331502 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 2 28331502 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 2 28331500 28 2 8 3 2 1 5 0 0 2 28331500 28 2 8 3 2 1 5 0 0 2 28331500 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371508 28 2 8 3 2 1 5 0 0 0 28371500 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 0 28371500 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 0 28371500 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 0 28371500 28 2 8 3 3 2 1 5 0 0 0 28371500 28 2 8 3 2 2 2 5 0 0 9 28342509 28 2 8 3 2 2 2 5 0 0 9 28342509 28 2 8 3 2	丘庫児 (神戸市 尼崎市 抵									
一部		_	_	_	_	_	_	_		
計画	路市、西宮市、明石市を除	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
展情市 2 8 2 8 2 5 0 7 28282507 286 26 7 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 5 5 0 0 28285500 26良市 (奈良県 (奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28295000 会良市 (元本	/ \									
展情市 2 8 2 8 2 5 0 7 28282507 286 26 7 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 5 5 0 0 28285500 26良市 (奈良県 (奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28295000 会良市 (元本	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \									
展情市 2 8 2 8 2 5 0 7 28282507 286 26 7 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28283505 西宮市 2 8 2 8 5 5 0 0 28285500 26良市 (奈良県 (奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28295000 会良市 (元本	神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
照路市 2 8 2 8 3 5 0 5 28283506 四宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 28284503 明石市 2 8 2 8 5 5 0 0 28285500 余良県(奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28289500 余良県(奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28289500 和歌山県(和歌山市を除 2 8 3 0 1 5 0 7 28300507 和歌山市 2 8 3 1 0 5 0 6 28310506 島取市 2 8 3 1 0 5 0 6 2831506 島取市 2 8 3 1 0 5 0 6 28310506 島取市 2 8 3 1 0 5 0 5 28321503 同山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 0 5 0 5 28321503 同山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 同山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 同山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 0 5 28332500 元島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 4 0 5 0 3 28342503 正島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 長市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 上日県「下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 上日県「下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 全市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 下間市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350602 下間市 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高数中市 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高数中市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 28391508 基別明県(高知市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 全計 2 8 4 0 1 5 0 7 28340503 上九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 28340503 上九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2840505 大分県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 1 2840501 大分県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 2 0 5 0 1 2840501 大分県(民崎市・佐住保市を除く。) 2 8 4 2 0 5 0 9 28442509 産債・ 2 8 4 2 0 5 0 9 28442509 産債・ 2 8 4 2 0 5 0 9 28442509 産債・ 2 8 4 2 0 5 0 9 28442509 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5 0 5 0 0 0 2831500 産債・ 2 8 4 5	. , , , ,							Λ	7	
西宮市 2 8 2 8 4 5 5 0 3 28284503 現石市 2 8 2 8 5 5 0 0 28828500 奈良県(奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28285500 奈良市 2 8 2 9 1 5 0 0 28280500 奈良市 2 8 2 9 1 5 0 8 28290500 奈良市 2 8 3 0 0 5 0 7 28300507 和歌山市 2 8 3 1 0 5 0 6 28310505 高取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310505 高取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 1 5 0 5 0 6 28310505 高取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 1 5 0 5 0 6 28310505 高取県(鳥田市 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 同山中、自敷市を除 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 同山中、自敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 会教市 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 会教市 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 会教市 2 8 3 3 1 5 0 5 0 2 28331502 会教市 2 8 3 3 3 1 5 0 5 0 2 28331502 会教市 2 8 3 3 4 0 5 0 0 28332500 広島県(広島市、呉市、福山 1 5 0 1 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28330500 高松市 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28330500 高松市 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28330500 高松市 2 8 3 7 0 5 0 0 283370500 高松市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高松市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市・2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市 2 8 4 0 1 5 0 3 2830508 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2830508 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 0 28370500 孫松市 2 8 4 0 0 5 0 1 2830509 张大州市 2 8 4 0 0 5 0 1 2830509 张大州市 2 8 4 0 0 5 0 1 2830509 张大州市 2 8 4 0 0 5 0 7 28404501 大分市。 2 8 4 0 0 5 0 7 28404501 大分市。 2 8 4 0 0 5 0 0 28431500 284150										
西宮市 2 8 2 8 4 5 0 3 3 28284503 別石市 2 8 2 8 5 5 0 0 28825500 র 良児 (奈良市全除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28290500 র 良用 (奈良市全除く。) 2 8 2 9 1 5 0 8 28290500 র 良用 (新政山市全除 2 8 3 0 0 5 0 7 28300507 和歌山申 (和歌山市全除 2 8 3 1 0 5 0 5 28301505 高 版則 (高版市全除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310505 高 版則 (高版市 2 8 3 1 1 0 5 0 6 28310505 高 版則 (高版市 2 8 3 1 1 5 0 3 28321503 岡山東 (岡山市、倉敷市全除 2 8 3 1 1 5 0 3 28321503 岡山東 (岡山市、倉敷市全除 2 8 3 3 1 5 0 5 2 28320505 太 島界 (広島市、呉市、福山 1 5 0 3 28321503 岡山東 (岡山市、倉敷市全除 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 太 島市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 全敷市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 全敷市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 全敷市 2 8 3 4 0 5 0 3 28342503 流島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 山口東 (下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 山田東 (下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 高山東 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 高山東 2 8 3 4 1 5 0 1 28341503 高山市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341503 高山市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 山口県 (下関市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 該島県 2 8 3 7 0 5 0 0 28331508 彦媛県 (松山市全除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28331508 彦媛県 (松山市全除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 2831508 彦媛県 (松山市全除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 2831508 彦媛県 (松山市全除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 2831508 彦城市 2 8 4 0 2 5 0 1 2830509 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2834503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2834503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2834503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2840507 長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 3 9 1 5 0 6 28391508 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2840507 長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 0 1 5 0 3 2840503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 2840507 大分東 (熊本市 佐保市を除く。) 2 8 4 0 1 5 0 7 2840501 大分市 (熊本県 (熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 2840501 大分市 (熊本県 (熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 2840501 大分市 (北州市 2 8 4 1 0 5 0 0 28431500 北九州市 2 8 4 1 0 5 0 1 28431500 北九州市 2 8 4 1 0 5 0 1 28431500 北九市 2 8 4 2 1 5 0 0 28431500 北九州市 2 8 4 1 0 5 0 0 28431500	姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
明石市	元	2	Q	2	Q	1	5	Λ	3	28284503
会良県(奈良市を除く。) 2 8 2 9 0 5 0 0 28290500 奈良市 2 8 2 9 1 5 0 0 28290507 和歌山県(和歌山市を除 2 8 3 0 0 5 0 7 28300507 和歌山市 2 8 3 0 1 5 0 5 28301505 島取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310506 島取市 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島根県(松江市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 公園山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 3 1 5 0 0 2 28332500 広島県(広島市、呉市、福山市 2 8 3 4 0 5 0 3 2834503 広島市 2 8 3 4 0 5 0 1 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 7 28341501 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 1 5 0 7 28341500 徳島県 2 8 3 4 2 5 0 9 28342509 徳児島県(篠松市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28335500 徳島県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28371508 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 金媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 佐山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 金媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 金媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 長崎市 2 8 4 0 0 5 0 8 28391508 高知市 2 8 4 0 0 5 0 8 28391508 高知市 2 8 4 0 0 5 0 1 28305050 高知市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 大山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381500 長崎市・ 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 大山市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 大分県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 大分県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 2 0 5 0 1 2840500 大分県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 2 0 5 0 1 2840500 大分県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28440500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 庭児島県(慶原県島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28440500 た分市 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 庭児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28440500 庭児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28440500 歴紀島県(農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農田・農		4								
会良市 2 8 2 9 1 5 0 8 8 28291508 和歌山県(和歌山市を除 2 8 3 0 0 5 0 7 28300507 和歌山県(和歌山市を除 2 8 3 0 1 5 0 5 28301505 鳥取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28311504 島取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島根県(松江市を除く。) 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島根県(松江市を除く。) 2 8 3 2 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 0 5 0 5 28322503 阿山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28331504 島太原(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331504 「山山市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331505 広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 3 1 5 0 2 28332500 広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 1 5 0 2 28332500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 正島市 2 8 3 4 3 5 0 7 283342500 正島市 2 8 3 4 3 5 0 7 283342500 正島市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 正田県(下関市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 正田県(下関市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 孟松市 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371500 孟松市 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 9 0 5 0 8 28331500 五知市 2 8 3 9 0 5 0 8 28331500 五知市 2 8 4 0 0 5 0 5 28301500 五知市 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・北小州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 2840503 北九州市 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381500 五井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28401501 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28412500 廃水県・(大分市・大井・大州市・ 2 8 4 0 0 5 0 1 28412500 廃水県・(大分市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 正島市・ 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 正島県・原本市・ 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500	明石巾	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
会良市 2 8 2 9 1 5 0 8 8 28291508 和歌山県(和歌山市を除 2 8 3 0 0 5 0 7 28300507 和歌山県(和歌山市を除 2 8 3 0 1 5 0 5 28301505 鳥取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28311504 島取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島根県(松江市を除く。) 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島根県(松江市を除く。) 2 8 3 2 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 0 5 0 5 28322503 阿山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28331504 島太原(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331504 「山山市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331505 広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 3 1 5 0 2 28332500 広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 1 5 0 2 28332500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342500 正島市 2 8 3 4 3 5 0 7 283342500 正島市 2 8 3 4 3 5 0 7 283342500 正島市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 正田県(下関市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 正田県(下関市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 孟松市 2 8 3 5 1 5 0 0 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 5 0 5 0 2 28331500 孟松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371500 孟松市 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 9 0 5 0 8 28331500 五知市 2 8 3 9 0 5 0 8 28331500 五知市 2 8 4 0 0 5 0 5 28301500 五知市 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・北小州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 2840503 北九州市 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381507 在岡町・大井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28381500 五井州市・ 2 8 4 0 0 5 0 7 28401501 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28412500 廃水県・(大分市・大井・大州市・ 2 8 4 0 0 5 0 1 28412500 廃水県・(大分市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 正島市・ 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 正島県・原本市・ 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500	左良旦 (左良市を除く)	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
和歌山市を除く。) 2 8 3 0 0 5 0 7 28300507 28301505 高取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310506 島取市 2 8 3 1 1 5 0 5 0 6 28310506 島取市 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島北市 2 8 3 2 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 公江市 2 8 3 3 1 5 0 5 0 4 28330504 公江市 2 8 3 3 1 5 0 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 4 0 5 0 3 2834503 公広島甲(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 皇市市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 皇市市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 皇市市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 山口県(下陽市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28336502 下関市 2 8 3 4 3 5 0 7 28343507 山口県(下陽市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28336502 管島県 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28336502 管島県 2 8 3 6 0 5 0 1 28376500 徳島県 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳島県 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳島県 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳島県 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳島県 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳田市 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳田市 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳田市 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500 徳田市 2 8 3 7 1 5 0 8 28381500										
和歌山市 2 8 3 0 1 5 0 5 28301505 島取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310505 島取市 2 8 3 1 1 5 0 5 0 6 28310505 松江市 2 8 3 1 1 5 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 岡山県(島東市、福山 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 広島市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331500 広島市、呉市、福山 2 8 3 4 0 5 0 3 2834503 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 呉市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 呉市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 田山市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 田山市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 田山市 2 8 3 5 0 5 0 2 28336502 下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 1 5 0 0 28370500 彦島県 (高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県、(松山市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県、(松山市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 283431507 高知康(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28391506 高知市 2 8 4 0 0 5 0 1 28360501 女田川市 2 8 4 0 2 5 0 1 28360501 女田川市 2 8 4 0 0 5 0 8 28391506 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 228391506 高知市 2 8 4 0 0 5 0 7 283491507 高知康、(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 4 5 0 7 283491500 於く。) 2 8 4 0 0 5 0 3 28400505 高知市 2 8 4 0 1 5 0 7 28404507 佐賀県 長崎市、佐世保市を 2 8 4 0 1 5 0 7 28404507 佐賀県 長崎市、佐世保市を 2 8 4 0 1 5 0 1 28402501 大分県、長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県、熊本市・佐世保市を 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県、熊本市・佐世保市を 2 8 4 2 1 5 0 1 28425000 東水県、大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 284315000 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28470508 東沢島市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451500 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451500 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451500 東沢島県(藤原島市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 東原島県、田田市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県・田田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・		2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山市 2 8 3 0 1 5 0 5 28301505 島取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310505 島取市 2 8 3 1 1 5 0 5 0 6 28310505 松江市 2 8 3 1 1 5 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 岡山県(島東市、福山 2 8 3 3 1 5 0 2 28331503 広島市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331500 広島市、呉市、福山 2 8 3 4 0 5 0 3 2834503 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 呉市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 呉市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 田山市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 田山市 2 8 3 4 1 5 0 7 28343507 田山市 2 8 3 5 0 5 0 2 28336502 下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 1 5 0 0 28370500 彦島県 (高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県、(松山市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県、(松山市を除く。) 2 8 3 8 1 5 0 7 283431507 高知康(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28391506 高知市 2 8 4 0 0 5 0 1 28360501 女田川市 2 8 4 0 2 5 0 1 28360501 女田川市 2 8 4 0 0 5 0 8 28391506 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 228391506 高知市 2 8 4 0 0 5 0 7 283491507 高知康、(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 2 5 0 1 28400505 高知市 2 8 4 0 4 5 0 7 283491500 於く。) 2 8 4 0 0 5 0 3 28400505 高知市 2 8 4 0 1 5 0 7 28404507 佐賀県 長崎市、佐世保市を 2 8 4 0 1 5 0 7 28404507 佐賀県 長崎市、佐世保市を 2 8 4 0 1 5 0 1 28402501 大分県、長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県、熊本市・佐世保市を 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県、熊本市・佐世保市を 2 8 4 2 1 5 0 1 28425000 東水県、大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 284315000 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28470508 東沢島市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451500 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451500 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451500 東沢島県(藤原島市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 東原島県、田田市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県、田野市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県・田田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	和歌山県(和歌山市を除	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
鳥取県(鳥取市を除く。) 2 8 3 1 0 5 0 6 28310506 鳥取市 2 8 3 1 1 5 0 4 28311504 島根県(松江市を除く。) 2 8 3 2 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 岡山県(岡山市、倉敷市を除く。) 2 8 3 3 1 1 5 0 2 28331502 倉敷市 2 8 3 3 2 5 0 0 28332500 広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 0 5 0 3 2834503 広島市 2 8 3 4 0 5 0 3 2834503 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 2834503 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 2834509 孤山中 2 8 3 4 1 5 0 1 28343507 孤山中 2 8 3 4 2 5 0 9 28342509 孤山中 (下陽市を除く。) 2 8 3 4 2 5 0 9 28342509 孤山中 (下陽市を除く。) 2 8 3 4 2 5 0 9 28343507 孤山中 (下陽市を除く。) 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28350500 徳島県 3 5 0 5 0 2 28350500 徳島県 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28350500 徳島県 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28350500 徳島県 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28370500 徳島県 2 8 3 7 1 5 0 8 28370500 西松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28370500 西松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28370500 西松市 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 邓小山中 (福岡県(高松市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 邓小山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28343507 高知県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 0 5 0 1 2840501 及留市 2 8 3 8 1 5 0 7 28343507 高知県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 2840500 及留市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840501 及留市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840501 及留市 2 8 4 0 1 5 0 3 2840500 及留市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 双山市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840501 及留市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 及留市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840501 及留市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 及留市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 及居市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 及居市 2 8 4 0 0 5 0 1 2840500 及居市 2 8 4 2 0 5 0 3 2840500 及居市 2 8 4 2 0 5 0 9 28440500 及居市 2 8 4 2 0 5 0 9 28440500 及居市 2 8 4 2 0 5 0 9 28440500 及居市 2 8 4 2 1 5 0 0 1 2840500 及民市 2 8 4 2 1 5 0 0 9 28440500 及居市 2 8 4 2 1 5 0 0 9 28440500 及居市 2 8 4 2 1 5 0 0 9 28440500 及居市 2 8 4 2 1 5 0 0 9 28440500 及居市 2 8 4 4 0 5 0 7 2840500 及居市 2 8 4 4 0 5 0 7 2840500 及居市 2 8 4 4 0 5 0 7 2840500 及居市 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 夏田県 (南市 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 夏田県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 夏田県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 9 28440500 及居県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 9 28440500 及居県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 9 28440500 及居県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 9 28440500 及居県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 0 28450500 夏田県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 0 28450500 夏田県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 9 28460500 夏田県 (西市 2 8 4 5 0 5 0 0 0 28450500 日本 2 8 4 7 0 5 0 8 2840500 日本 2 8 2 8 2 8		- 0				1				
島取市		2				1				
島取市	鳥取県(鳥取市を除く)	2	8	3	1	()	5	0	6	28310506
島根県(松江市を除く。) 2 8 3 2 0 5 0 5 28320505 松江市 2 8 3 2 1 5 0 3 28321503 公。) 回山市、倉敷市を除 2 8 3 3 1 5 0 4 28330504 園山市 2 8 3 3 1 5 0 2 28331502 広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 0 5 0 2 28331502 反島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342509 福山市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342509 福山市 2 8 3 4 2 5 0 9 28342509 福山市 2 8 3 4 3 5 0 7 28343507 山口県 下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 <										
松江市	局以卩	Z								
松江市	島根県(松江市を除く。)	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
岡山県(岡山市、倉敷市を除 2 8 3 3 0 5 0 4 28330504		- 0								
日本		4	Ŏ	ა	4	1	Э	U	ა	∠03Z13U3
日本	岡山県(岡山市、倉敷市を除	_	0		0	0	_	_		00000504
岡山市		2	8	3	3	Ü	5	0	4	28330504
岡山市	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \									
食敷市	尚山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
広島県(広島市、呉市、福山 2 8 3 4 0 5 0 3 28340503 広島市 2 8 3 4 1 5 0 1 28341501 呉市 2 8 3 4 1 5 0 1 28342509 福山市 2 8 3 4 3 5 0 7 28343507 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 1 5 0 0 28351500 徳島県 2 8 3 6 0 5 0 1 28360501 香川県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高沙市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 添加市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 7 28401503 北九州市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 長崎県(長崎市、佐世保市を 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 0 5 0 9 28342509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 28422501 大分市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 284415010 大分市 2 8 4 5 0 5 0 9 28422509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28431500 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28441509 宮崎県(庭児島市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 7 28461507 十十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						2		Λ		
市を除く。)			О	J	J	4	J	U	U	20002000
市を除く。)	広島県(広島市、呉市、福山	0	0	0	4	0	_	0	0	00040500
広島市		Z	8	3	4	U	Э	U	3	28340503
呉市 2 8 3 4 2 5 0 9 28342509 福山市 2 8 3 4 3 5 0 7 28340507 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 透開市 2 8 3 5 0 5 0 28351500 徳島県 2 8 3 7 0 5 0 1 28360501 香川県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 1 28360501 高松市 2 8 3 7 1 5 0 0 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 9 0 5 0 9 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 1 5 0 7 28381507 福岡県(福岡市、北九州市、人田市・北九州市、人田市・北九州市、人田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田			_					_		00044=04
呉市 2 8 3 4 2 5 0 9 28342509 福山市 2 8 3 4 3 5 0 7 28340507 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 透開市 2 8 3 5 0 5 0 28351500 徳島県 2 8 3 7 0 5 0 1 28360501 香川県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 1 28360501 高松市 2 8 3 7 1 5 0 0 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 7 1 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 9 0 5 0 9 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 1 5 0 7 28381507 福岡県(福岡市、北九州市、人田市・北九州市、人田市・北九州市、人田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田	広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
福山市 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 4 3 5 0 7 28343507 山口県(下関市を除く。) 2 8 3 5 0 5 0 2 28350502 下関市 2 8 3 5 1 5 0 0 2 28351500 徳島県 2 8 3 6 0 5 0 1 28360501 香川県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 0 5 0 8 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 28400505 塩光市 2 8 4 0 1 5 0 3 28400505 塩光市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 長崎市、佐世保市を 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 長崎市、佐世保市を 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 2 1 5 0 1 28402501 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 神縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507		2	R	3	1	2	5	0	a	283/2500
山口県(下関市を除く。)										
下関市	福川市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
下関市	山口県 (下関市を除く)	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
徳島県	円日が(一角巾を防べ。)					-				
香川県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県 (松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 9 28442509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508			8		5	1		0	0	28351500
香川県(高松市を除く。) 2 8 3 7 0 5 0 0 28370500 高松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県 (松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 9 28442509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 4 1 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 5 1 5 0 8 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	徳島県	2.	8	3	6	0	5	0	1	28360501
高松市 2 8 3 7 1 5 0 8 28371508 愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、人名留米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐崎県 (長崎県 (長崎市、佐世保市を保市を保市を保市を保市を保市を保市を保市を保市 2 8 4 2 0 5 0 3 28422509 熊本県 (熊本市<	が 大田田 (古い土を) ハート								0	
愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 久留米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 大分曜県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 2842501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 7 0 5 0 8 28460509 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500					- (U				
愛媛県(松山市を除く。) 2 8 3 8 0 5 0 9 28380509 松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 久留米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 大分曜県 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 2 1 5 0 1 2842501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 7 0 5 0 8 28460509 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500	高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
松山市 2 8 3 8 1 5 0 7 28381507 高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 大分曜米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 7 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 4 5 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 5 0 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28441509 宮崎県(唐児島市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 9 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507					-	^				
高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、人名留米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県 (長崎市、佐世保市を保守市、佐世保市を保守を 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本県(熊本県・佐藤市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2						Ü				
高知県(高知市を除く。) 2 8 3 9 0 5 0 8 28390508 高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、人名留米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県 (長崎市、佐世保市を保守市、佐世保市を保守を 2 8 4 2 1 5 0 1 28422509 熊本県(熊本県(熊本県・佐藤市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2	松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知市 2 8 3 9 1 5 0 6 28391506 福岡県(福岡市、北九州市、人名米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 5 28400505 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 9 28430502 大分市 2 8 4 3		- 0								
福岡県(福岡市、北九州市、 久留米市を除く。) 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 長崎市 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎県(唐児島市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507										
福岡県(福岡市、北九州市、 久留米市を除く。) 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 長崎市 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎県(唐児島市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507	高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
久留米市を除く。) 2 8 4 0 0 5 0 3 28400503 福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 2 8 4 2 0 5 0 4 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 0 </td <td>短周目 (短图字 小五州字</td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	短周目 (短图字 小五州字			_						
大田本市を除く。 日本市を除く。 日本市・日本・日本市・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・		2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市 2 8 4 0 1 5 0 3 28401503 北九州市 2 8 4 0 2 5 0 1 28402501 久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 2 8 4 2 1 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(宮崎市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 宮崎市 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507	久留米市を除く。)	_	0	_	v		0	v	Ŭ	20100000
北九州市		9	R	Δ	0	1	5	0	ર	28401503
久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 0 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4										
久留米市 2 8 4 0 4 5 0 7 28404507 佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6	7亿元州市_		8	$_{-4}$	0	2		0	<u> </u>	<u> 28</u> 402501
佐賀県 2 8 4 1 0 5 0 4 28410504 長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 1 5 0 9 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 <t< td=""><td>久</td><td>2</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>7</td><td>28404507</td></t<>	久	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
長崎県(長崎市、佐世保市を 除く。) 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28450500 鹿児島県(鹿児島市を除く。) 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507	<u>ルカロ</u> 田	1								
除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 8 28470508		2	8	4	1	Ü	5	0	4	28410504
除く。) 2 8 4 2 0 5 0 3 28420503 長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 8 28470508	長崎県(長崎市 佐世保市を									
長崎市 2 8 4 2 1 5 0 1 28421501 佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 8 28470508		2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	ほく。)									
佐世保市 2 8 4 2 2 5 0 9 28422509 熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
熊本県(熊本市を除く。) 2 8 4 3 0 5 0 2 28430502 熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	比					0				
熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508				4		4		U		
熊本市 2 8 4 3 1 5 0 0 28431500 大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	熊本県(熊本市を除く。)	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
大分県(大分市を除く。) 2 8 4 4 0 5 0 1 28440501 大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	能未古	2								
大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508		4								
大分市 2 8 4 4 1 5 0 9 28441509 宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	大分県(大分市を除く。)	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
宮崎県(宮崎市を除く。) 2 8 4 5 0 5 0 0 28450500 宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	上 公市					1				
宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508						1				
宮崎市 2 8 4 5 1 5 0 8 28451508 鹿児島県(鹿児島市を除 2 8 4 6 0 5 0 9 28460509 鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508	宮崎県(宮崎市を除く。)		8	4	5	0	5	0	0	28450500
鹿児島県(鹿児島市を除2846050928460509鹿児島市2846150728461507沖縄県(那覇市を除く。)2847050828470508	宁岭市		Q			1		Ω	Q	
鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508		2				7				
鹿児島市 2 8 4 6 1 5 0 7 28461507 沖縄県(那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508			8	$_{\perp}$ 4	6	0	5	0	_ 9	<u>2</u> 8460509
沖縄県 (那覇市を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508		9	R	Δ	6	1	5	0	7	28461507
押縄県 (那朝巾を除く。) 2 8 4 7 0 5 0 8 28470508						7				
那覇市				4		U				
[MP#3117	那覇市		8	4	7	1	5	0	6	28471506
	/4により 114	J	U				U	U	U	20111000

(別添)

健感発 0 513 第 1 号 令和 2 年 5 月 13 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)

「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」の保険適用に伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。3月25日最終改正。以下「3月4日課長通知」という。)において、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)における新型コロナウイルス感染症に係るPCR 検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」の保険適用に伴い、3月4日課長通知を別添のとおり一部改正し、本日(令和2年5月13日) から適用することとしたので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、本改正に伴い、3月4日課長通知の別添の事務契約書(案)についても変更を 行うが、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知 に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更するこ とをもって足りるものとする。

以上

新旧対照表

別添

(傍線部分は改正部分)

◎「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 新旧対照表(適用日:令和2年5月13日)

新

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」 (令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感 染症課長通知)

(1) 行政検査の委託

○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査又は抗原検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。

したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査 及び抗原検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に 加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われ ているところである。 旧

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

(1) 行政検査の委託

○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。

したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。

○ 令和2年3月6日より、PCR 検査に保険適用が、同年5月 13日より、抗原検査に保険適用がなされたところであるが、 現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、 帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施 する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様 の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対し て、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、 当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

- ①事務の流れ
- 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関(以下「感染症指定医療機関等」という。)と都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)において、感染症法第 15 条に基づく調査(SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出又は SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3月6日より後となった場合であっても、SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出に係る診療については、3月6日以降行った診療分から、SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出に係る診療につ

○ 令和2年3月6日より、PCR 検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

- ①事務の流れ
- 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関(以下「感染症指定医療機関等」という。)と都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)において、感染症法第 15 条に基づく調査(SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、 3 月 6 日以降行った診療分から適用する。

いては、5月13日以降行った診療分から適用する。

(別添「感染症法第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案)」参照)

- 感染症指定医療機関等が PCR 検査<u>又は抗原検査</u>を実施。感染症指定医療機関等は、
 - ・ PCR 検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)
 - ・ 抗原検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、抗原検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」) 及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)
- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費 用の請求を行う。
- 都道府県等から、PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検

(別添「感染症法第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案)」参照)

○ 感染症指定医療機関等が PCR 検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)

- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費 用の請求を行う。
- 都道府県等から、PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検

査判断料(初再診料などは含まない。)に係る自己負担に相当する金額及び抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料 (初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金 額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に 代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

- 都道府県等は、PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)に係る自己負担に相当する金額並びに抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の 結果についてその結果を問わず、速やかに所管の<u>都道府県等</u> に報告する。<u>なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型</u> <u>コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要</u> な情報を入力している場合には、省略することができる。
- ② 対象者及び検査一回当たりの金額 本補助事業は、PCR 検査及び抗原検査が保険適用になること

査判断料(初再診料などは含まない。)に係る自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

○ 都道府県等は、PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)に係る自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。

○ 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の 結果についてその結果を問わず、速やかに所管の<u>保健所</u>に報 告する。

② 対象者及び検査一回当たりの金額 本補助事業は、PCR 検査が保険適用になることに伴い、新た に伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第37条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなるPCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる金額並びに抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる金額並びに抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する治付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負

に受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第37条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなるPCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第37条に基づく公費負担医療と当該補助

担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、 感染症法第37条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする (同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同 条に基づく公費負担医療の適用を優先する)。

(例) PCR 検査を実施した場合の補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800点(1,350点)、微生物学的検査判断料が 150点となった場合、1,950点(1,500点)に係る受診者の自己負担額が補助額となる。
 - ※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等 以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。
- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により 判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0点となった場合、1,800 点(1,350点)に係る自己負担額が補助額となる。
 - ※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等 以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。
- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。(ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定さ

事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する)。

(例) 補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800点(1,350点)、微生物学的検査判断料が 150点となった場合、1,950点(1,500点)に係る受診者の自己負担額が補助額となる。
 - ※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等 以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。
- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により 判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0点となった場合、1,800 点(1,350点)に係る自己負担額が補助額となる。
 - ※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等 以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。
- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。(ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定さ

れている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

(例) 抗原検査を実施した場合の補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、抗原検査実施時に、抗原検 査料が600点、免疫学的検査判断料が144点となった場 合、744点に係る受診者の自己負担額が補助額となる。
- ② <u>外来・入院診療において、当月に既に他の検査により</u> 判断料を算定しており、抗原検査料が600点、免疫学的 検査判断料が0点となった場合、600点に係る自己負担 額が補助額となる。
- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合に は、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。(ただし、当該抗原検査が出来高算定により算定されている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

れている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

以上

(別添)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書(案)

「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出 | 又は「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件 に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置 に関する事務について、○○都道府県知事(○○市長、○○区長) (以下「甲」という。)と○○病院(以下「乙」という。)との間 に次の通り契約を締結する。

第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限 る。) 又は抗原検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原 検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)を 行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナ ウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検 査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当 する金額又は抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 抗原検出し及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初 再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額の補 助を行うものとする。

(別添)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条 に基づく調査に関する事務契約書(案)

「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療 報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽 減のための措置に関する事務について、○○都道府県知事(○○ 市長、○○区長)(以下「甲」という)と○○病院(以下「乙」と いう)との間に次の通り契約を締結する。

第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る) を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロ ナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的 検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相 当する金額の補助を行うものとする。

第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は「第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は「

○○都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 乙は、PCR 検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)又は抗原検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る)を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる金額又は抗原検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」) 及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する

○○都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととす る。

第三条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、 乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額(他の公費負担医療との適用順については、感染症

法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき 額を控除した額にかかる受診者の自己負担額(他の公費負担医 療との適用順については、感染症法第37条に基づく公費負担医 療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と 当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を 優先する。)を受診者に支給するものとする。その際、受診者の 自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。 法第37条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。)を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 本契約は、4月1日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印の 上各々1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

都道府県知事、市長、区長 氏名 (印)

医療機関の長 氏名 (印)

第五条 本契約は、4月1日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印の 上各々1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

都道府県知事、市長、区長 氏名 (印)

医療機関の長 氏名 (印)